

イベント広場 使用条件等

◆ 使用条件について

次の項目に当てはまる場合は使用の承認はできません。

- ① 公序良俗に反する恐れがあると認められる場合
- ② 会員勧誘、募金を伴う場合
- ③ サンプルング、アンケート調査、物販のみを行う場合
但し、京都駅ビル開発㈱が認めた場合は、この限りではない
- ④ 政治活動、布教活動及びそれに類するものと認められる場合
- ⑤ 食品の調理・加工及び試食・試飲を伴う場合
但し、京都駅ビル開発㈱が認めた場合は、この限りではない
- ⑥ 火気の使用等、一般の通行人に危害迷惑を与える恐れがあると認められる場合
- ⑦ 動物(魚介類を除く)を持ち込む場合
- ⑧ 建物への取付加工、重量物等により建物設備等に悪影響を与えると認められる場合
- ⑨ 大音響、異臭等により公衆に不快の念を与えると認められる場合
- ⑩ スペースの使用範囲を越え、通行に支障をきたす恐れがあると認められる場合
- ⑪ 法律、条例等に違反する、もしくは安全の確保が難しいと認められる場合
- ⑫ 広場等を使用しようとする者の中に次の事由に該当する者がいると認められる場合
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
 - (2) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - (3) その役員のうちに暴力団等反社会的勢力に属する者を含む法人
- ⑬ その他、不相当と判断される場合
- ⑭ (室町小路広場)集客が、1,000名を超えることが予想される場合
- ⑮ (西口広場)イベント内容が文化芸術とかけ離れている場合

◆ 上記使用条件以外の禁止行為

・日傘を含む傘の使用 ・通路および禁止エリアでの観賞 ・風船等飛ぶものの使用(スモーク、クラッカー、シャボン玉)

◆ 使用にあたっての注意事項

- ・案内誘導に十分な人員を配置し、通路の確保等、安全面の配慮を最優先に行ってください。
- ・イベント実施に当って生じた火災、盗難その他の事故に起因する観客、出演者などに対する賠償責任は、すべてイベント主催者に帰属します。
- ・建築物、付属設備、備品などを損傷、または滅失した場合は、直ちにその旨を京都駅ビル開発㈱に報告するとともに、速やかにイベント主催者の責任において修繕等の措置を行ってください。

◆ 承認の取消、イベントの中止について

既に承認している場合、あるいは使用中でも中止をしていただくことがあります。

- ・使用条件の各号に抵触した場合
- ・行政当局およびJR西日本から中止命令が出た場合
- ・警報等が発令された場合、
- ・広場等の使用権を第三者に譲渡、転嫁した場合
- ・使用目的や内容が無断で変更した場合
- ・施設の社員等に対し、暴行、脅迫、威圧的な不当要求等を行った場合
- ・他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動を行った場合
- ・禁止行為を行った場合

(イベントを中止もしくは順延される場合のお願い)

- ・お客様の問合せに対応するため、お客様にお伝えしてもよい必ず連絡のとれる電話番号をお知らせください。